

KKR

年金だより

平成30年1月発行

No.121

国家公務員共済組合連合会

主
な
記
事

<重 要>

- 平成29年分「公的年金等の源泉徴収票」の送付について 2頁
- 源泉徴収票に関するよくある質問 3頁

<お知らせ>

- 「KKRねんきん案内」について 4頁
- 各種通知書等の再発行は「自動受付サービス」をご利用ください
- 「KKRホームページ」をご覧ください
- こんなときには届出を 5頁
- 全国年金相談会のご案内 6頁
- 読者のひろば、原稿・表紙写真募集 7頁
- 平成30年KKR年金カレンダー・お問い合わせ先 8頁



「公的年金等の源泉徴収票」の送付について

※遺族や障害の年金を受給されている方は非課税のためお送りしていません

■退職共済(老齢厚生)年金等を受給されている方へ

平成29年中に連合会がお支払いした年金の「支払金額」や「源泉徴収税額」を記載した「平成29年分 公的年金等の源泉徴収票」(以下、「源泉徴収票」といいます。)を、**平成30年1月中旬から下旬にかけてお送りします。**

この源泉徴収票は、確定申告の際に必要なほか、年金の支払金額(源泉徴収税額を含みます。)の証明書類として必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

源泉徴収票が届く方

退職共済年金、老齢厚生年金、退職年金等、「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受給されている方

源泉徴収票の見本

源泉徴収票は、圧着式の「はがき」でお届けします。
開いていただくと、**源泉徴収票**があります。



見本

平成29年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)			
	フリガナ氏名	生年月日	明治 年	大正 月	昭和 日
区分		支払金額		源泉徴収税額	
所得税法第203条の3第1号適用分		千円	円	千円	円
所得税法第203条の3第2号適用分		千円	円	千円	円
所得税法第203条の3第3号適用分		千円	円	千円	円
所得税法第203条の3第4号適用分		千円	円	千円	円
本人		控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数	
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦寡夫	有	無
老人控除対象配偶者		特定	老人	その他	16歳未満の扶養親族の数
障害者の数		特別	その他	非居住者である親族の数	
社会保険料の額					
控除対象配偶者		控除対象扶養親族		16歳未満の扶養親族	
フリガナ氏名	区分	フリガナ氏名	区分	フリガナ氏名	区分
1		1		1	
2		2		2	
(摘要)					
支払者		法人番号	2010005002559		
		所在地	〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎		
		名称	国家公務員共済組合連合会		

印

年金から「個人住民税」が特別徴収されている方へ

個人住民税は、介護保険料などの社会保険料と異なり、所得税の控除対象とされていないため、源泉徴収票に記載しておりません。

源泉徴収票に関するよくある質問

質問 1 源泉徴収票にはいつからいつまでの支払金額を記載しているのですか。

答え 平成29年2月の定期支給期分から平成29年12月の定期支給期分までの支払金額となります。また、平成29年の途中から年金の支給が開始となった方は、その開始となった月から平成29年12月の定期支給期分までの支払金額となります。

質問 2 源泉徴収票を紛失してしまいましたが、再発行してもらえるのでしょうか。

答え 源泉徴収票を紛失された場合は、お電話やお手紙でご連絡をいただければ再発行を行い、当会年金部に登録されているご本人様の住所あてに郵送します。
なお、ご連絡をいただいてから、源泉徴収票を郵送するまでに1週間程度かかります。
また、各種通知書等の「自動受付サービス」においても源泉徴収票の再発行ができますので、ご利用ください。（ご利用方法については、4頁をご覧ください。）

質問 3 「社会保険料の額」欄の社会保険料とはどういうものですか。

答え 各定期支給期に、住所地の市区町村からの徴収依頼に基づき控除された「介護保険料」、「後期高齢者医療保険料」および「国民健康保険料」の年間徴収額です。

※ 源泉徴収票発送後2週間程度は、電話が大変混み合います。
KKRホームページには「源泉徴収票に関するQ&A」を掲載しておりますので、こちらをご覧ください。

確定申告について

■ 確定申告手続きの簡素化について

平成29年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額(注)が20万円以下であるときは、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

(注) 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、山林所得、譲渡所得、一時所得および公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の金額の合計額をいいます。

■ 還付申告により所得税が還付される場合について

確定申告の必要がない場合でも、年金から所得税が徴収されている次のような方は、確定申告(還付申告)により所得税が還付される場合があります。

- 医療費控除、生命保険料控除、雑損控除などの所得控除や、住宅借入金等特別控除を受けられる方
- 社会保険料の額(介護保険料など)を普通徴収により個人で納付された方

<国税庁からのお願い>

確定申告(還付申告)をされる場合は、ご自宅のパソコンから「確定申告書等作成コーナー」を是非ご利用ください。

なお、お分かりにならない点がありましたら最寄りの税務署にお問合せください。最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

「KKRねんきん案内」について



2018(平成30)年版の「KKRねんきん案内」を同封しました。

「KKRねんきん案内」には、年金に関する情報やKKRの宿泊施設リストなどを掲載しています。

また、KKRの宿泊施設のフロントに提示していただきますと組合員料金でご利用いただけますので、ぜひご利用ください。

各種通知書等の再発行は「自動受付サービス」をご利用ください

「源泉徴収票」等の再発行は、**24時間受付の専用電話**による『自動受付サービス』をご利用ください。

(再)発行受付が
できる通知書等



1
年金額改定
通知書

2
年金支払
通知書

3
扶養親族等
申告書

4
源泉徴収票
(注)

～ご利用方法～

① 年金証書記号番号 A-□□-□□-□□□□□□-□が分かる書類をご用意ください。

② 自動受付サービス専用電話 ☎ 03-5212-2243 ヘダイヤルしてください。

③ 音声ガイダンスにしたがって、電話機のボタンを押してください。

「〇〇の発行を受け付けました。ご利用ありがとうございました。」のメッセージで受付終了です。

(注) 平成29年分「公的年金等の源泉徴収票」の再発行は、**平成30年1月23日から**受付を行います。

- ・再発行する通知書等につきましては、**当会年金部に登録されている住所**にお送りします。
- ・再発行までには、1週間程度かかりますので、ご了承ください。
- ・おかけになる電話機や回線によりご利用いただけない場合があります。

「KKRホームページ」をご覧ください

～皆さまに役立つ情報を満載～

国家公務員共済組合連合会(KKR)のホームページには、年金制度に関することや皆さまからよくいただく質問についての「Q&A」などを掲載しています。

また、届出用紙は「各種届出用紙のダウンロード」から印刷することもできます。

その他、『宿泊施設(KKRホテルズ&リゾート)』に関する情報なども掲載しています。

ぜひ一度ご覧いただき、ご利用ください。

<http://www.kkr.or.jp/>

kkr

検索



こんなときには届出を



下記の事由に該当したときには、当会年金部へ届出が必要です。

届出が必要な事由および対象となる年金
1. 年金を受けている方が氏名を変更したとき
2. 年金の受取口座を変更するとき
3. 年金を受けている方が行方不明になったとき
4. 国家公務員または地方公務員として再就職したとき（老齢・退職）
5. 国会議員または地方議会の議員になったときや議員を辞めたとき（老齢・退職）
6. ハローワークで求職の申込みをしたとき（老齢・退職）
7. 雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受けたとき（老齢・退職）
8. 加給対象配偶者が年金を受けることとなったとき（老齢・退職・障害）
9. 加給対象配偶者と離婚したときや加給対象配偶者が亡くなったとき等（老齢・退職・障害）
10. 遺族給付を受けている方が結婚や直系の血族および直系姻族以外の者の養子となったとき（遺族）
11. 書類の送付先として住民票上の住所とは異なる住所を希望するとき
12. 年金を受けている方が亡くなったとき （日本年金機構や他の共済組合から年金を受けているときはそれぞれに連絡をしてください）

※ 平成27年10月の被用者年金一元化後の厚生年金に関する届出は、ワンストップサービスとして最寄りの年金事務所または各共済組合等のどこの窓口でも受付します。（ただし、上記4.を除きます。）

詳しくはKKRホームページをご覧ください。

届出の用紙が必要な方は、お手数ですが当会年金部へご依頼ください。

◎KKRホームページの「各種届出用紙のダウンロード」からも印刷することができます。

<http://www.kkr.or.jp/nenkin/dl/index.html>

kkrr年金 検索

ホーム

▶ 厚生年金・退職等年金給付

▶ 届書ダウンロード



● 年金に関する届出が遅れますと年金が払い過ぎとなり、さかのぼって返還していただくことがありますのでご注意ください。

全国年金相談会のご案内



当会年金部では年金に関するご相談に応じるため、全国各地で年金相談会を開催しております。平成30年1月から6月までの全国年金相談会は、下記の日程で開催する予定です。

「年金相談会」は、事前のご予約が必要です。

ご予約は開催日の1週間前まで承りますが、会場等の都合により定員になり次第締め切らせていただくこともありますので、年金相談をご希望の方はお早めにご予約ください。

予約受付専用電話

03-3265-9708

受付時間 9時30分～17時30分
(土日祝日、年末年始を除く)

※この電話番号は、年金相談会のご予約以外はお受けできません。

開催日程

開催地	開催日	開催会場
宮崎市	1月12日(金)	ひまわり荘
長崎市	1月18日(木)	ホテルセントヒル長崎
佐賀市	1月19日(金)	ホテルニューオータニ佐賀
岡山市	1月25日(木)	サン・ピーチOKAYAMA
神戸市	1月26日(金)	ホテル北野プラザ六甲荘
横浜市	2月 2日(金)	KKRポートヒル横浜
鹿児島市	2月 7日(水)	ホテルウェルビューかごしま
熊本市	2月 8日(木)	KKRホテル熊本
福岡市	2月 9日(金)	KKRホテル博多
松山市	2月16日(金)	KKR道後ゆづき
和歌山市	2月22日(木)	ホテルアバローム紀の国
大阪市	2月23日(金)	KKRホテル大阪
高松市	3月 1日(木)	ルポール讃岐
徳島市	3月 2日(金)	ホテル千秋閣
千葉市	3月16日(金)	ホテルプラザ菜の花
つくば市	4月13日(金)	オークラフロンティアホテルつくば
さいたま市	4月20日(金)	ホテルブリランテ武蔵野

開催地	開催日	開催会場
札幌市	4月27日(金)	ホテルポールスター札幌
福岡市	5月10日(木)	KKRホテル博多
広島市	5月11日(金)	広島ガーデンパレス
大阪市	5月17日(木)	KKRホテル大阪
京都市	5月18日(金)	KKR京都くに荘
津市	5月24日(木)	プラザ洞津
名古屋市	5月25日(金)	KKRホテル名古屋
福井市	5月31日(木)	ユアーズホテルフクイ
金沢市	6月 1日(金)	KKRホテル金沢
山形市	6月 7日(木)	ホテルメトロポリタン山形
仙台市	6月 8日(金)	仙台ガーデンパレス
熊本市	6月14日(木)	KKRホテル熊本
福岡市	6月15日(金)	KKRホテル博多
大阪市	6月21日(木)	KKRホテル大阪
名古屋市	6月22日(金)	KKRホテル名古屋
高松市	6月29日(金)	ルポール讃岐

※開催会場については、都合により変更となることもあります。

◎全国年金相談会のご予約をされた方には、開催日の2～3日前までに予約内容を記載した書面をお送りします。

●文書でのご予約

便箋等に「年金相談会の予約」と明記し、

- (1) 開催地、開催日、希望時間(午前・午後)
- (2) 氏名(フリガナ)、生年月日
- (3) 住所、日中連絡がとれる電話番号
- (4) 年金証書記号番号または基礎年金番号
- (5) 相談内容

をご記入いただき、下記送付先までお送りください。

【文書送付先】

〒102-8082

東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会 年金部 年金相談室予約受付係

◆当会年金部では相談窓口を常設しています

当会年金部に年金相談窓口を常設し、年金のご相談等に応じています。

■年金相談室

東京都千代田区九段南1-1-10

九段合同庁舎内 2階

(相談受付:9:00~17:30)

土日祝日・年末年始休

※ご予約は不要です



私の生きがい「お陰さまで、元気になりました」

寂しさに慣れました。今年10月で、私の夫は他界8年目、私は生前以上に彼の名まえを呼んで暮らしましたが、さすがにこの頃は少し落ち着きました。

2ヶ月に一度の年金支給日は、彼からの手渡しのお給料日のようです。

KKRさんからの封筒は、亡夫からのお便りと思って、懐かしく嬉しくいただいております。

定年退職後は、夫婦の旅も楽しんでみたかったのですが、これからは一人でKKRさんにも泊めてもらおうと思います。

彼の育った北海道や私の故郷・愛知方面。そして家族で昔、泊めていただいた沼津や京都など…。「全国おすすめの宿」を拝見して、いろいろな旅へ想像の夢が広がります。

体に気をつけ、夢の旅が本当の旅に出来ますように、努力します。これからもよろしくお願いたします。



茨城県 大橋 ひろ子 さん (68歳)

藜(あかざ)の杖は私の宝物

最近では加齢により体が不安定になり、杖がなくては外出が心配になります。

ひよんな事で藜の杖のことを知った私は、好奇心から平成26年に藜の杖を5本作りました。

地下鉄や市バスで「珍しい、粋な杖ですね」と声を掛けられ、誇らしい気持ちで藜の杖の自慢話に夢中になり何度も乗り越えました。

こんな私は1年前から老健施設へデイサービスでお世話になっていますが、了解を得て施設の空き地で職員と藜の杖づくりに挑戦中です。11月に収穫出来ますので今から楽しみにしています。

藜はインド原産で中国を経由して日本に渡来したといわれ、中風、脳梗塞の予防になる薬草としても有名で、私の友人も戦時中にホウレン草によく似た藜の若葉を食べたと聞きました。

「宿りせん藜の杖の出来るまで」の一句を残している俳人松尾芭蕉もこの杖を突いて奥の細道を歩かれたと言われていました。

卒寿をクリアした私にとって、頼りになる藜の杖は私の宝物になっています。

愛知県 長屋 義雄 さん (91歳)

<「読者のひろば」係より>

「読者のひろば」に毎回多数のご応募をいただき、誠にありがとうございます。

「私の大切なもの」・「私の生きがい」・「私が心がけていること」などをテーマにした原稿を引き続きお待ちしております。

ご投稿原稿は、200字以上600字以内で、題名および年金証書記号番号または基礎年金番号、住所、氏名、年齢を明記して、当会年金部 広報担当「読者のひろば」係までお送りください。

なお、原稿の返却はいたしませんのでご了承ください。

<表紙「写真」の募集>

平成30年5月発行「KKR年金だよりNo122」の本誌の表紙写真を募集します。

「KKR年金だよりNo122」にふさわしい各地の風景等の写真がございましたらご応募ください。

写真は、Lまたは2Lサイズのプリント(横写真)で、撮影日時および場所、タイトル、年金証書記号番号または基礎年金番号、住所、氏名、年齢を明記して、当会年金部 広報担当までお送りください。なお、写真の返却はいたしませんのでご了承ください。

「KKR年金だよりNo122」の表紙写真の応募の締切は、**平成30年2月28日**です。





定期支給日	時期	発送などの予定
1月	中旬～下旬	『平成29年分 公的年金等の源泉徴収票』 (はがき形式) 発送予定
15日 定期支給期 (12月・1月分)	2月	2月16日 3月15日 平成29年分 所得税の確定申告
3月	3月	
13日 定期支給期 (2月・3月分)	4月	4月
5月	下旬	『KKR年金だよりNo.122』 発送予定
15日 定期支給期 (4月・5月分)	6月	『年金支払通知書』(※) 発送予定
15日 定期支給期 (6月・7月分)	8月	8月
15日 定期支給期 (8月・9月分)	10月	『KKR年金だよりNo.123』 発送予定 『平成31年分 公的年金等の受給者の 扶養親族等申告書』 発送予定
14日 定期支給期 (10月・11月分)	12月	『KKR年金だよりNo.124』 発送予定

事情により日程等を変更することがあります。

(※) 『年金支払通知書』は毎年、6月定期支給分以降の支給額等をお知らせします。
なお、支給額等に変更がある場合は、その都度変更内容をお知らせします。

年金の受取金融機関を変更される方へ

- ・年金の「受取機関変更届」は、**毎支給月の前月(奇数月)の10日までに当会年金部に届くように投函**してください。
- ・書類に不備があると、新しい口座への送金が間に合わない場合がございますので、お早めにお届けください。
- ・変更前の口座を解約される場合は、変更後の口座に年金が入金されたことを確認された後に行ってください。
- ・届出用紙が必要な方は、お手数ですが当会年金部へご依頼ください。

※KKRホームページの「各種届出用紙のダウンロード」からも印刷することができます。

KKR 国家公務員共済組合連合会 年金部

【お問い合わせ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

「KKR 年金相談ダイヤル」

0570 - 080 - 556 (ナビダイヤル)

0570 におかけになれない場合 (050 で始まるお電話からの発信など) 等

03 - 3265 - 8155 (一般電話)

受付時間 : 月～金曜日 9時00分～17時30分

○土日祝日、年末年始はご利用できません。

○休日明けの午前中や源泉徴収票の発送時期などは、電話が大変混み合います。

○間違い電話が多くなっています。電話番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いいたします。

〔年金に関するご相談
お問い合わせ専用〕

◆お問い合わせの際は、必ず年金証書記号番号または基礎年金番号をお知らせください。

KKR ホームページアドレス <http://www.kkr.or.jp/nenkin/>